

羽曳野市罹災証明書等交付要綱

制 定 令和 7 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の区域内において災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する災害(火事を除く。)によって生じた被害の状況に対する証明書(以下「証明書等」という。)の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物 屋根及び周壁又はこれらに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいう。
- (2) 住家 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (3) 非住家 住家以外の建物をいう。ただし、常時、人が居住している場合には当該部分は住家とする。
- (4) 不動産 土地及びその定着物をいう。
- (5) 動産 不動産以外のものをいう。

(証明書等の種類)

第 3 条 証明書の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 法第 90 条の 2 に規定する罹災した住家について罹災の程度を証明する書面(以下「罹災証明書」という。)
- (2) 次に掲げる不動産及び動産の被災状況について、その被害の届出があったことを証明する書面(以下「被災届出証明書」という。)
 - ア 住家及び非住家並びにこれらに付帯する工作物
 - イ 自動車等の動産
 - ウ その他市長が適当と認めたもの

(証明書の交付申請)

第 4 条 罹災証明書の交付を受けようとする者は罹災証明申請書(様式第 1 号)に、被災届出証明の交付を受けようとする者は被災届出証明申請書(様式第 2 号)に被害状況が確認できる写真その他市長が必要と認める書面を添付して、災害発生の日から 3 か月以内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

2 申請者は、前項の規定による申請をするときは本人であることを示す書面を市長に提示又は写しを提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りではない。

3 第 1 項の規定による申請は、委任状を市長に提出することにより代理人によって行うことができる。ただし、代理人が罹災証明書又は被災届出証明書の交付を受けようとする者の同居の親族の場合は、これを省略することができる。

(罹災証明書の交付)

第 5 条 市長は、前条第 1 項の規定による罹災証明申請書の提出があったときは、内閣府が定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針(以下「運用指針」という。)等に基づき、住家を調査するものとする。ただし、特別の事情があると市長が認めるときは、この限りではない。

2 住家等に係る被害の程度について、罹災証明書の交付を受けようとする者が運用指針で定める準半壊に至らないことを自己で判定しており、かつ、提出された写真により、損害割合が準半壊に至らないことが推定できるときは、調査を省略することができる。

3 市長は、前各項に定める調査の結果、罹災の程度を判定したとき又は自己の判定に基づく被害の程度を適当と認めたときは、申請者に対し罹災証明書(様式第 3 号)を交付するものとする。

(被災届出証明書の交付)

第 6 条 市長は、第 4 条の規定による被災届出証明申請書の提出があり、同条第 1 項に掲げる書類をもって、災害により第 3 条第 1 項第 2 号に規定する物件等に対する被害があった旨の届出内容を適当と認めたときは、被災届出証明書(様式第 4 号)を交付するものとする。

(手数料)

第 7 条 証明書の交付に係る手数料は無料とする。

(罹災証明書の修正の請求)

第 8 条 第 5 条第 3 項による罹災証明書の交付を受けた者が、罹災証明書で証明された被害の程度について相当の理由をもって修正を求めるときは、当該証明書の交付を受けた日から 3 か月以内に、市長に対し罹災証明書の内容の修正を求めることができる。

2 前項の規定による修正の求めをしようとする者(以下「請求者」という。)は、罹災証明結果修正申請書(様式第 5 号)に当該修正を求める罹災証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

(再調査の実施)

第 9 条 市長は、前条の規定による修正の求めがあったときは、その内容を精査し、再調査を実施するものとする。

(修正結果の交付)

第 10 条 市長は、前条の規定による再調査の結果、罹災証明書の内容を修正する必要があると認めるときは請求者に対し、内容を修正した罹災証明書を交付するものとする。

2 市長は、前条の規定による再調査の結果、罹災証明書の内容を修正する必要があると認めないときは、請求者に対し、文書等により結果を通知し、第 8 条第 2 項の規定により申請書に添付された罹災証明書を返還するものとする。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市罹災証明書等交付要綱の廃止)

2 羽曳野市罹災証明書等交付要綱(平成 25 年 7 月 11 日制定)は、廃止する。